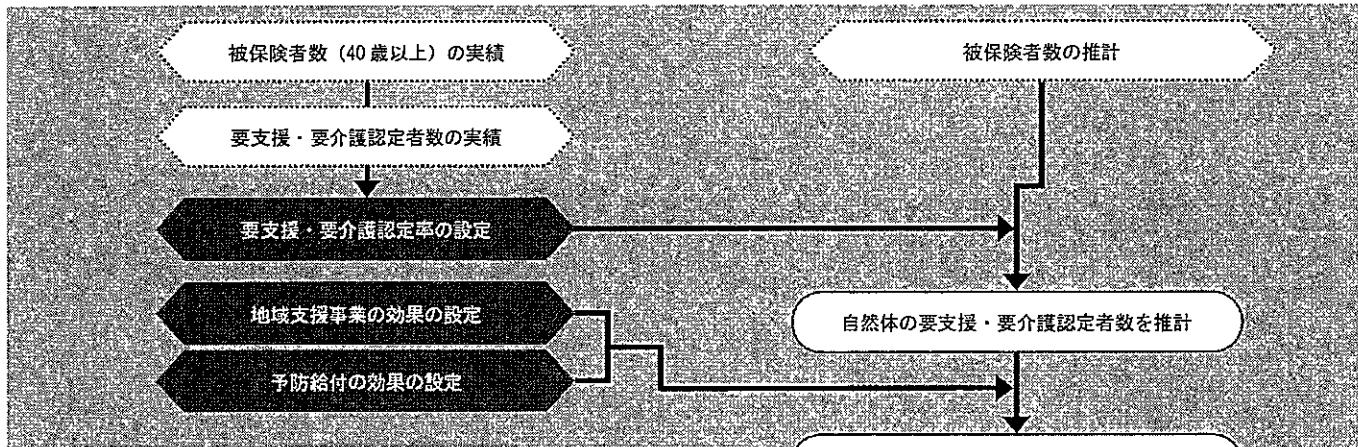


## 2. 第3期介護保険事業計画における介護給付等対象サービスの見込量の推計手順について(案)

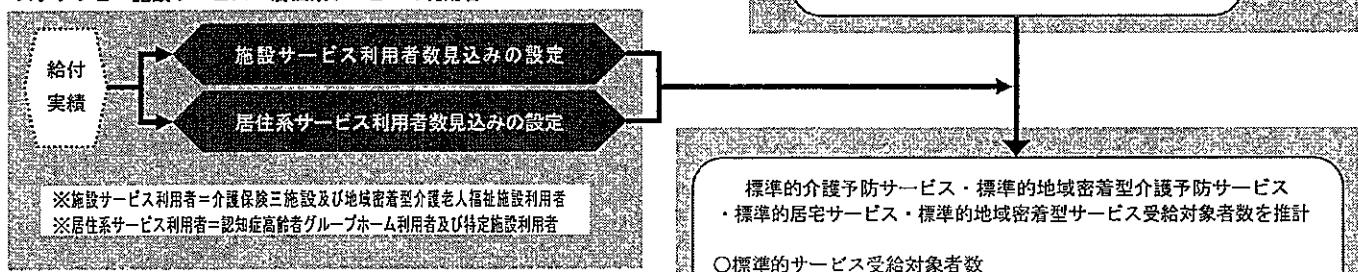
これらの推計手順をお示しする趣旨は、各市町村における計画作成作業の円滑化に資するため、基本的な考え方としてお示しするものである。必ずこれらの推計手順に従って見込量を算出していただきたいという趣旨のものではないので、十分ご留意いただきたい。

## 第3期介護保険事業計画における介護給付等対象サービスの見込量の推計手順について（イメージ）

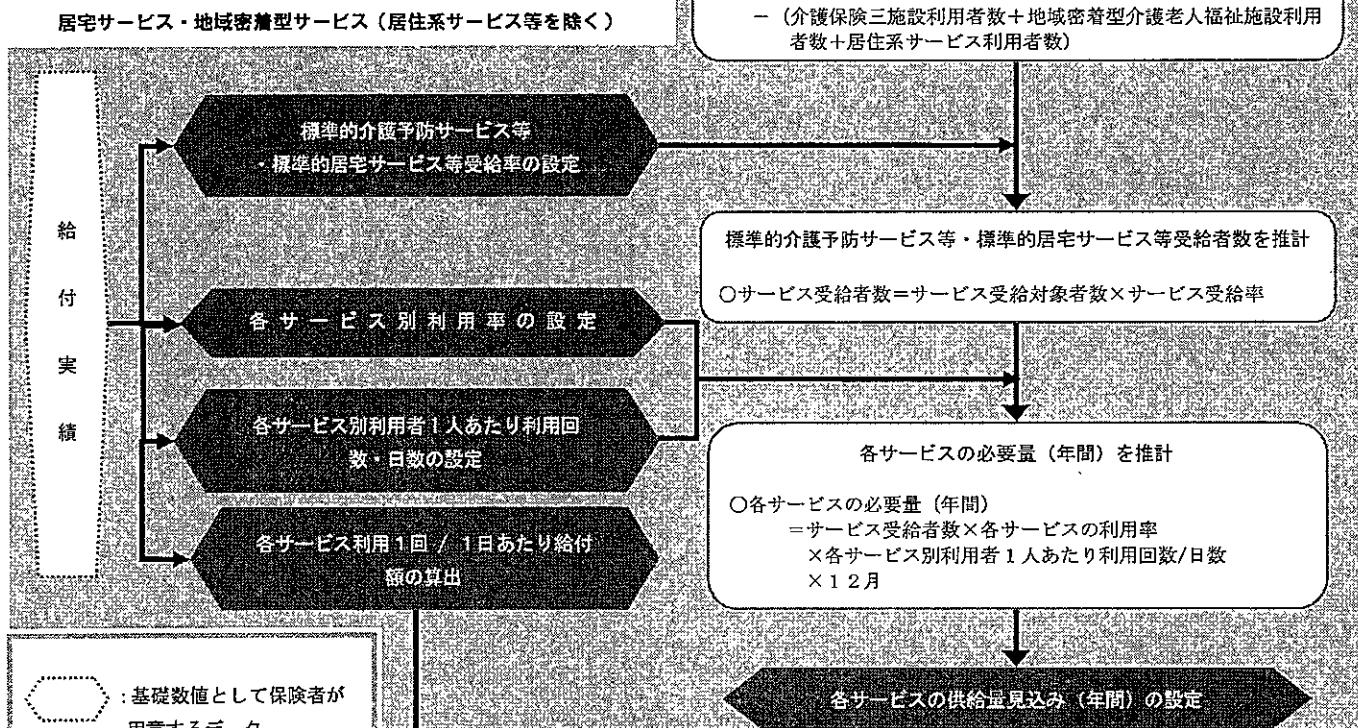
### ステップ1 被保険者及び要支援・要介護認定者数



### ステップ2 施設サービス・居住系サービスの利用者



### ステップ3 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス



:基礎数値として保険者が用意するデータ

:参酌標準、過去の実績、政策的判断により、保険者が見込む数値

※標準的居宅サービス等受給者数とは、居宅サービス及び地域密着型サービス(居住系サービスを除く)のうちいずれか1種類以上のサービスを利用する実人数

### ステップ4 総給付費の推計

○総給付費=施設サービス等の利用者数見込み×サービス利用1月あたり給付額×12月  
+居住系サービス利用者数見込み×サービス利用1月あたり給付額×12月  
+各介護予防サービス等/居宅サービス等の供給量見込み(年間)×サービス利用1回/1日あたり給付額+その他の給付費(居宅介護支援費、介護予防支援費、地域支援事業に係る費用等)

### ステップ5 保険料の推計

第1号被保険者の保険料額を推計

## **第3期介護保険事業計画における介護給付等対象サービスの見込量の推計手順について（案）**

### **I 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の将来推計**

平成18～26年度に第1号被保険者及び第2号被保険者のうち、要支援・要介護者と認定される人数を要支援・要介護度別に推計する。

#### **1. 推計の考え方**

##### **(1) 推計期間**

今回の介護保険制度見直しでは、2015年（平成27年）の高齢者介護の姿を念頭に置いている。

これを実現するためには、各地方自治体においても2015年の姿を描くことにより、平成26年度（第5期介護保険事業計画の最終年度）の目標を立てたうえで、そこに至る中間段階の位置付けという性格を有するものとして第3期介護保険事業計画を作成する必要がある。

したがって、第3期介護保険事業計画においては、被保険者数（「第1号被保険者及び第2号被保険者」をいう。以下同じ。）及び要支援・要介護認定者数について、計画期間内の推計とともに、平成26年度までの推計が必要となる。

##### **(2) 介護予防の実施**

第3期介護保険事業計画における要支援・要介護認定者数の推計においては、介護予防の推進の観点から、自然体の将来推計を算出し、その数値に地域支援事業及び新予防給付による介護予防の実施を加味し、推計することが必要となる。

### (3) 要支援・要介護状態区分

第3期介護保険事業計画においては、現行の要介護1の区分が要支援2と要介護1に分かれるため、要支援・要介護状態区分ごとに要介護認定者数を推計するには、現行の要介護1の者が、どの程度要介護1に残り、要支援2として予防給付の実施対象となるかを、要介護認定モデル事業の結果を踏まえ、地域の実情に応じて、見込む必要がある。

## 2. 推計の手順

### ① 被保険者数の将来推計

高齢者人口を基に、住所地特例者や適用除外者を勘案して、平成26年度（第5期介護保険事業計画の最終年度）までの各年度の被保険者数を推計することとなる。

そのため市町村においては、第2期介護保険事業計画作成に当たってお示しした簡易計算ソフト（いわゆるワークシート）に含まれている、「市町村（保険者）人口推計ソフトウェア」を活用（※）、又は総合計画等により行っている人口推計を使用するなどして、適切な推計を行っていただきたい。

（※）「市町村（保険者）人口推計ソフトウェア」を活用することにより、推計された平成17年～22年の人口が直線で推移すると仮定し、そのまま平成26年まで推計することが可能であるが、推計の前提となっている基礎データ内容については、更新することも可能である。

### ② 要介護度別・性・年齢階級別認定率の推計

最新の統計実績（例：平成16年度実績）に基づいて、要介護度別・性・年齢階級別認定者数、及び、同時点における性・年齢階級別被保険者数を整理し、要介護度別・性・年齢階級別認定者数を同時点における性・年齢階級別被保険者数で除して、要介護度別・性・年齢階級別認定率を作成する。

なお、小規模の市町村においては、年齢階級を前期高齢者・後期高齢者のみの区分とする、性別の区分は行わない、など、適宜、実情に応じた認定率を作成することとして差し支えない。

また、この要介護度別・性・年齢階級別認定率については、将来にわたり同じ率を用いることも可能であるが、各市町村における動向を踏まえて、今後、認定率の上昇を見込むことも考えられる。

### ③ 自然体における要介護度別・年齢階級別認定者数の将来推計

①で推計した性・年齢階級別被保険者数に、②で計算した要介護度別・性・年齢階級別認定率を乗じて、自然体における要介護度別・年齢階級別認定者数の将来推計を行う。

(例) 16年度実績を用いて認定率を作成する場合のイメージ

各年度の要支援・要介護認定者数（自然体）		
= {	第1号被保険者 要支援・要介護認定者数（平成16年度） 第1号被保険者数（平成16年度）	+ 認定率の上昇見込み }
×	各年度の第1号被保険者数	※1 実際には、性・年齢階級別・要介護度別に計算して足しあげ
+ {	第2号被保険者 要支援・要介護認定者数（平成16年度） 第2号被保険者数（平成16年度）	+ 認定率の上昇見込み }
×	各年度の第2号被保険者数	※2 実際には、性別・要介護度別に計算して足しあげ

### ④ 介護予防の実施を踏まえた認定者数の推計

自然体における要支援・要介護認定者数を基に、次の介護予防の実施（参酌標準）を加味し、市町村としての政策判断により、要支援・要介護認定者数を推計する。